

Ⅶ ごみ・資源関係

Ⅶ ごみ・資源関係

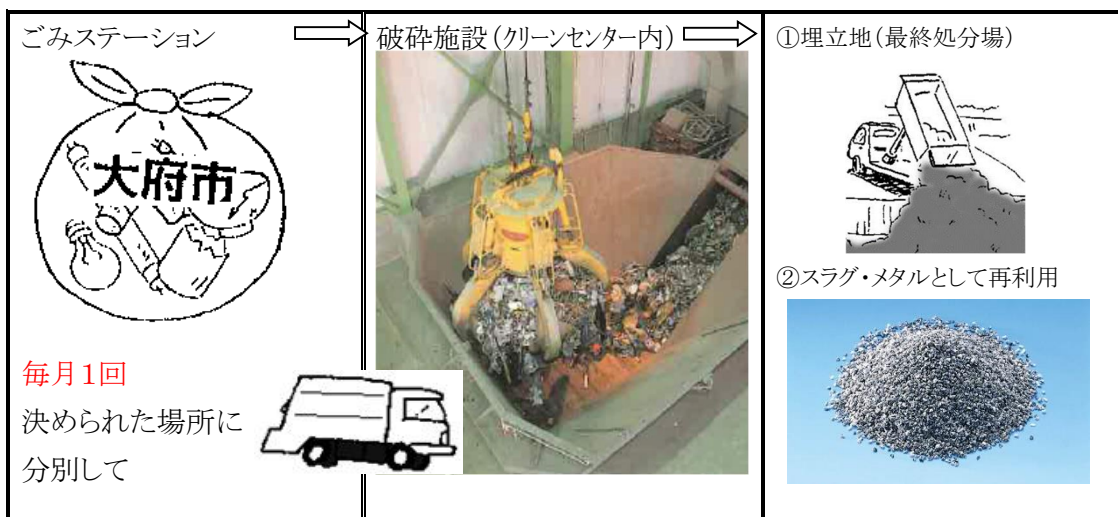
1. ごみ収集・処理の現状

(1) ごみのゆくえ

①燃やせるごみ



②燃やせないごみ



③直接搬入ごみ

指定ごみ袋に入らないごみ(家具類など)については、一般廃棄物収集運搬許可業者へ搬入を依頼するか、個人で東部知多クリーンセンターへ直接搬入して処分する。処理は①・②と同様。

④資源

資源は回収業者の施設で品目ごとに選別・破碎・圧縮などの処理をし、再製品化・再利用を図る。

洗濯機(衣類乾燥機含む)、テレビ、エアコン、冷蔵庫(冷凍庫・冷温庫含む)の家電4品目については家電リサイクル法により、ごみとして処分することができない。家電小売店または収集運搬許可業者に引き取りを依頼するか、指定取引場所に直接搬入。

(2) ごみ・資源の実績

①家庭系ごみの排出量

(単位:t)

種別	R3 年度	R4 年度	R5 年度
燃やせるごみ	16,188	15,231	14,188
燃やせないごみ	745	611	429
直接搬入	1,052	1,019	1,043
資源	4,021	3,834	3,644
合計	22,006	20,695	19,304

※令和元年度からは、生ごみ分別モデル事業で回収した食品残渣も資源回収量に含んでいる。

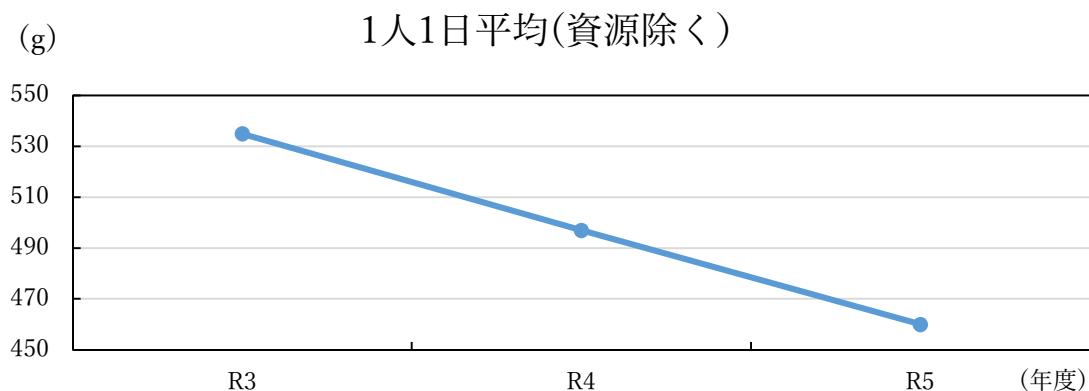
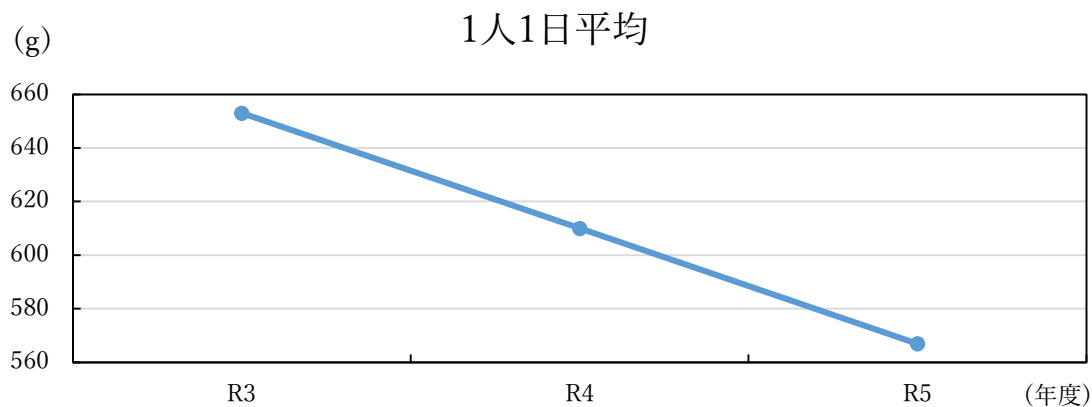
※合計値に合わせて適宜端数処理を行った。

(参考)

		R3 年度	R4 年度	R5 年度
<参考>	人口(人)	92,881	92,892	92,882
	1人1日平均(g)	653	610	567
	※資源除く	535	497	460

(人口は各年度末現在)

令和5年度の1人1日あたりのごみ排出量を令和4年度と比較すると、43g減少している。また、総排出量から資源を除いた場合も37g減少しており、1人1日あたりのごみ排出量が減っている。



②ごみ処理にかかる経費

項目	ごみ処理にかかる経費			1t当たり
	(委託料)	(組合負担金)	計	
経費 (千円)	231,000	778,642	1,009,642	64,472(円)

③指定ごみ袋 1枚あたりの処理費

指定ごみ袋のサイズ	大(45ℓ)	中(30ℓ)	小(20ℓ)
1枚の概算処理費(令和5年度実績)	290円	193円	128円

(3)最終処分場の状況

焼却灰や破砕処理後に残ったごみを最終的に埋め立てしている場所が最終処分場である。大府市で発生したごみは、東部知多クリーンセンターで破砕・焼却等の中間処理をした後、最終処分場で埋め立てている。

- ①東部知多衛生組合:平成 20 年 8 月に葭野最終処分場が廃止になり、平成 27 年度に大東最終処分場が供用開始した。
- ②衣浦港 3 号地:愛知県が中心となり武豊町沖に広域処分場を整備し、平成 23 年 3 月から焼却灰を搬入していた。東部知多クリーンセンターの焼却施設が新しくなった平成 31 年 3 月からは焼却飛灰を搬入している。



2 ごみ減量の推進

近年、わたしたちは大量生産・大量消費を繰り返してきた。それに伴い大量廃棄も行われてきたが、ごみの減量化は地球規模のテーマであり、個人個人でごみの減量化に努めていくことが持続可能な循環型社会の構築につながる。

今までのライフスタイルを急激に変えていくのは難しいが、まずはごみの減量化の第一歩として、分別をきちんと行うことが必要である。

(1)分別の効果

- ①リサイクルの推進により、限りある資源を有効に活用することができる。
- ②収集・処理作業の効率化・安全化を図ることができる。
- ③最終処分場の延命化を図ることができる。
- ④ごみを出す側のモラルの向上を図ることができる。

(2)分別の方法

- ①ごみと資源に分ける。
- ②ごみは燃やせるものと燃やせないものに分ける。
- ③資源は品目ごとにそれぞれ分けて排出の前処理をする。

(3)指定ごみ袋の活用

ごみの減量化・分別を進めるための一つの施策として、半透明のごみ袋を指定袋として活用している。ごみ袋の中身が概ね確認できるので、ごみを出す側のモラル向上を図ることができるほか、収集する側も内容を確認しながら作業できるため、収集作業効率の向上と危険(火災、負傷等)の回避にも有効である。

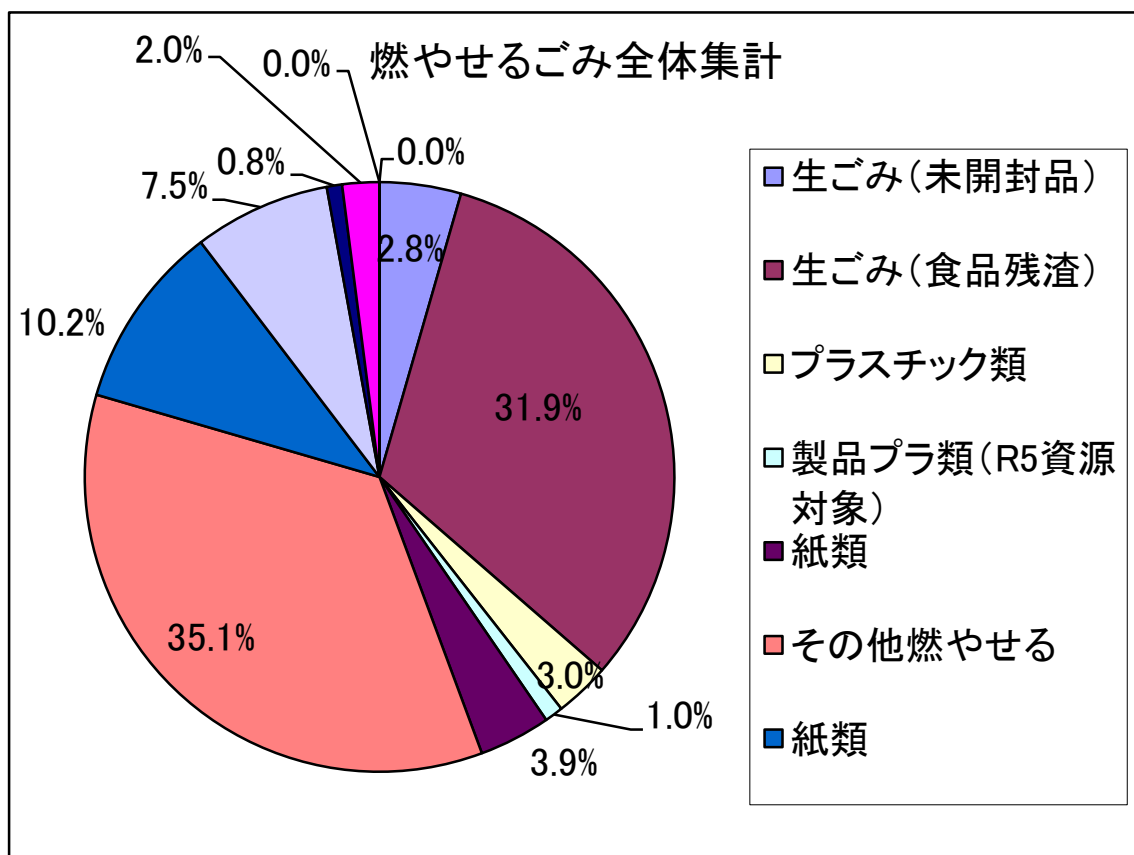
※指定ごみ袋以外の袋でごみを出された場合や、指定ごみ袋でごみを出されても分別がされていなかったり、縛っていなかったり排出のルールが守られていない場合は警告シールを貼り、収集しないようにしている。

(4)ごみステーションの分散化

指定ごみ袋の活用とともに、ごみステーションの衛生面向上のため、収集日を守らずにごみを捨てる、十分に分別せずにごみを捨てるなどの事例があった不良ごみステーションの分散化(約 10 世帯/箇所)をすすめている。ごみステーションが身近になることにより、不法投棄の防止とごみ出しのマナー向上を図ることができる。

(5)生ごみ減量化対策

令和5年 12 月に東部知多クリーンセンターにおいて、燃やせるごみのごみ組成調査を実施した結果、下図のとおり燃やせるごみに含まれる生ごみの重量割合は 34.7%であった。



家庭の生ごみをたい肥化し利用することにより、生ごみの大幅な減量化を図ることができる。そのため大府市では、生ごみたい肥化容器(コンポスト容器・その他たい肥化容器)を購入された方に補助金を交付している。

①コンポスト

底部がなく、土中の微生物の活動を利用して生ごみを分解し、たい肥化する容器で、1 基当たり 3,000 円を上限(1 世帯当たり 2 基まで)として購入費を補助している。

②その他たい肥化容器

アスパ(発酵合成型有機肥料)の利用により生ごみを分解してたい肥化する、水抜きが可能な密閉容器で、1 基当たり 3,000 円を上限(1 世帯当たり 2 基まで)として購入費を補助している。毎月 15 日から月末まで、アスパを市役所、各公民館、石ヶ瀬会館にて配布している。

平成 27 年8月にオオブユニティ(株)の横根バイオガス発電施設が稼働した。この施設では生ごみをメタン発酵処理し、クリーンエネルギーとして再生利用することができる。令和元年度から市の生ごみ減量化対策として、対象の地域を設定し、家庭系の生ごみの分別収集を行っている(生ごみ分別収集事業)。



3 資源の有効活用

(1)資源回収

限りある資源を有効に活用するためには、資源の再利用が必要不可欠である。大府市では、昭和 54 年から資源の分別回収事業を行っている。

回収した資源は、品目ごとに選別・破碎・圧縮などの処理を行い、再製品化・再利用を行っている。

①回収品目

区分	分類	内容
プラスチック類	資源となるプラスチック類	プラスチック製容器包装+  プラスチック製品(指定 20 品目)
	ペットボトル	右図の表示がある 飲料用容器 
金属類	アルミ	飲料缶、缶類、鍋、釜、フライパン、やかん
	スチール	飲料缶、缶類、鍋、釜、フライパン、やかん
	スプレー缶	カセットボンベ、殺虫スプレーなど
びん類	生きびん	ビールびん、一升びん
	その他びん	飲料・食品・化粧品などのびん
紙類	ダンボール	
	新聞紙(折込みチラシ含む)	
	その他の紙類	雑誌、包装紙、厚紙など
	紙パック	1L または 500mL の紙パック
衣類	衣類	布でできた衣服

※平成 28 年 2 月から、新たな回収品目としてスプレー缶を加えた。

※平成 30 年 4 月から、やかんを新たに資源として回収している。

※令和 5 年 4 月から、プラスチック製品(指定 20 品目)を新たに資源として回収している。

②回収場所(資源回収ステーション)

●地域の資源ステーション

地域で当番制による準備・片付けなどの管理をしている。

資源回収ステーションを新設する場合は環境課との協議が必要。(約 30 世帯で 1 か所の割合を目安)

●公共資源ステーション

一部の公民館、アピタパワー・マックスバリュ・ドミーなどの一角で回収している。地域のステーションに都合により出せなかった場合などに利用できる。(市内 8 か所)

(2)その他の資源物

①使用済乾電池回収

乾電池(マンガン・アルカリ・コイン型リチウム電池など)は、燃やせないごみとして処理するのではなく、市内公共施設など 69 か所に設置した回収ボックスで回収している。充電電池・ボタン型電池は家電量販店へ持ち込む。

②水銀式体温計

水銀式体温計を捨てる際は、市役所環境課または各公民館へ持ちこむ。

③使用済小型電子機器

デジタルカメラ、携帯電話、パソコン(ノートブック型、デスクトップ型)などは市内の各公民館、石ヶ瀬会館、市役所で回収している。

(3)回収量

時代に合わせて回収品目を増やしてきたが、回収量は近年減少傾向にあり、令和4年度と比べると、令和5年度は約88t減少している。

(単位:t)

種 別	R3 年度	R4 年度	R5 年度
紙類・衣類	1,994	1,908	1,684
金属類	176	174	168
びん類	585	504	507
ペットボトル	178	183	177
資源となるプラスチック類	352	364	506
乾電池	18	18	18
小型家電	14	11	11
新聞販売店自主回収量(民間)	649	612	573
リネットジャパン(株)回収量(民間)	3	3	5
食品残渣※1	52	57	97
回収量合計※2	4,021	3,834	3,746

※1 前述の生ごみ分別収集モデル事業で回収したもの

※2 端数処理のため、106 ページに記載の資源の排出量合計とは異なっている年度がある。

<参 考>	R3 年度	R4 年度	R5 年度
資源回収等委託料(千円)	133,755	136,421	185,359
報償金交付額(千円)※市→地域	10,770	10,356	9,399

※自治体交付分を除く

